

令和 7 年度 上田記念財団奨学金の概要

(奨学金の概要)

この奨学金は、一般財団法人上田記念財団（以下「上田記念財団」という。）が国立高専本科 4 年生及び専攻科 1 年生の学生のうち土木工学を専攻する学生を対象として、最短修業年限の終期までの期間、所定の奨学金を給付するものです。

この奨学金の奨学生の選考については、上田記念財団からの要請により、国立高等専門学校機構が奨学生の候補者を選定し、上田記念財団に推薦することとなっています。

(奨学生候補者の募集内容)

○奨学生の採用数 : 各高専 3 名まで

○奨学金の給付額 : 月額 4 万 8 千円（年額 5 万 7 千 6 百円）

○奨学金の給付時期 : 原則として 3 か月分ずつを年 4 回給付

○奨学金の給付期間 : 採用された年度から最短修業年限の終期までの期間

○特徴

- (1) 奨学金は給付とし、原則として返金を求めることはありません。
- (2) 奨学生の就職先等進路の自由を制約するものではありません。
- (3) 他団体等の奨学金との併給は可能です。
- (4) 本科第 4 学年で採用された者が専攻科へ進学する場合に、再度奨学生として応募することも可能です。

○奨学生の義務

- (1) 奨学生として採用された場合には、上田記念財団所定の誓約書及び振込先口座届を提出しなければなりません。
- (2) 奨学生は、毎年度初めに在学証明書を提出する必要があります。
- (3) 奨学生には財団の活動に協力してもらう場合があります。

(奨学生の申請資格)

本科第4学年及び専攻科第1学年のうち土木工学を専攻とする学生で、上田記念財団の募集要項に定める「応募資格」(以下1～5)及び高専機構が定める基準をすべて満たす方とします。

【上田記念財団奨学生応募資格】

1. 土木系の本科4年生または土木系専攻科1年生に在籍する者。
2. 4月1日時点で年齢が以下の範囲であること。
本科4年生：満20歳未満の者
専攻科1年生：満22歳未満の者
3. 将来、土木工学を活かした職業に就職する意志を持つ者であること。
4. 人物、学力とも優れ、かつ健康であって、財団の奨学金の給付にふさわしいと認められる者。
5. 経済的に援助を必要とする理由があること。

【高専機構申請資格】

1. 成績基準

申請前年度の学年末における学業成績が所属学科内の2分の1以上であること。4年次編入学生の場合は、前在籍校における在学時の成績又は入学試験成績が、入学者の2分の1以上であること又はそれと同等と認められること。

2. 本科第4学年の家計基準

- ①申請年度の大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料減免を申請していること。
- ②申請前年度の就学支援金支給区分が「加算あり」であること。ただし、原級留置等により、前年度の就学支援金の支給対象外の者については、別途課税証明書等で「加算あり」相当であることを確認できること。

3. 専攻科第1学年の家計基準

- ①申請年度の大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料減免を申請していること。
- ②申請する前年度の後期に、大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料減免による支援を受けていること。

4. 留学生の家計基準

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（規則第134号）第6条の全額又は半額基準に準拠したときに、免除対象となること。

（奨学生の申請及び選考結果の通知）

申請を志望する場合は、財団の奨学生募集要項に定める申請書類を、所属学校に提出してください。

奨学生の選考は上田記念財団が行い、選考結果を5月中旬に所属学校を経て申請者に通知する予定です。

（奨学金の打ち切り）

休学又は退学した等の場合、以降の奨学金の給付は打ち切りとなります。また、応募書類、報告書類、届出書類等に虚偽の申請があった場合は、遡及して奨学金の返金を求めることがあります。